

第4号様式(第6条)

(表)

第 号

斜面地開発行為立入検査員証

職 名

氏 名

年 月 日生

上記の者は、横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例  
第10条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。

年 月 日

横浜市長

印

(A7)

(裏)

横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例(抜粋)

(報告等の徴収及び立入検査)

第10条 市長は、前2条の規定による権限を行うため必要があると認めるときは、開発事業者又は斜面地開発行為に関する工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)から工事の状況等について必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして斜面地開発行為の区域内に立ち入らせ、当該工事の状況等を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。